

令和元年11月15日

お客さま各位

玉島信用金庫

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた預金規定の改定のお知らせ

当金庫は、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、令和2年2月17日（月）から、預金規定を改定いたします。

本件にともない、新規取引開始時にお取引の目的やお客さまに関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。

既にお取引のあるお客さまにおいても、お取引の内容や状況等に応じ、お客さまのお取引の目的やお客さまに関する情報等を、窓口や郵便等により再度ご確認させていただく場合があります。

また、確認にあたっては、各種確認資料等のご提出をお願いする場合があります。

なお、当金庫が求める確認や資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、やむを得ずお取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合があります。

1. 対象となる預金規定

普通、貯蓄、納税準備預金共通規定
総合口座取引規定
当座勘定規定

2. 改定日

令和2年2月17日（月）

3. 主な改定内容

（例：普通、貯蓄、納税準備預金共通規定 抜粋）

普通、貯蓄、納税準備預金共通規定について、以下の条項を新設・追加いたします。

総合口座取引規定、当座勘定規定についても、同様の改定を行います。

改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

第7条（取引等の制限） … 新設

- （1）当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- （2）1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- （3）日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって当金庫へ届け出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- （4）第1項および第3項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- （5）第1項から第4項までに定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

第8条（解約等） … 一部追加・変更（下線部を追加・変更します。）

- （1）（省略）
- （2）次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設したことが明らかになった場合
 - ②この預金の預金者が第5条第1項に違反した場合
 - ③法令で定める本人確認等における確認事項または第7条第1項もしくは第3項にもとづき預金者が回答または届け出た事項について、預金

者の回答または届出が偽りであることが判明した場合

④この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

⑤この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

⑥第7条第1項から第4項に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に渡って解消されない場合

⑦第1号から第6号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認に応じない場合

(3) (省略)

(4) (省略)

以 上